５Ｇサービス契約約款の一部改正

［改正］

第１章　（略）

第２章　５Ｇサービスの種類等

（５Ｇサービスの種類）
第４条　５Ｇサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
５Ｇ特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモＵＩＭカード等又は特定接続事業者が貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるＵＩＭカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する５Ｇサービスであって、契約の申込者が指定する１の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第２項に基づく第２種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

第５条　（略）

第３章～第３章の２　（略）

第３章の３　５Ｇ特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14　（略）

（契約者識別番号）
第23条の15　５Ｇ特定接続の契約者識別番号は当社又は特定接続事業者が定めることとし、その契約者識別番号については、５Ｇ特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
２～５　（略）

（請求による契約者識別番号の変更）
第 23 条の 16　５Ｇ特定接続契約者（前条の規定により当社が契約者識別番号を定めた５Ｇ特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。
２～４　（略）
（注）（略）

第 23 条の 17　（略）

（５Ｇ特定接続契約者が行う５Ｇ特定接続契約の解除）
第 23 条の 18　５Ｇ特定接続契約者は、５Ｇ特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属５Ｇサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
２　前項の場合において、５Ｇ特定接続契約者（第 23 条の 15（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定

［現行］

第１章　（略）

第２章　５Ｇサービスの種類等

（５Ｇサービスの種類）
第４条　５Ｇサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
５Ｇ特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモＵＩＭカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する５Ｇサービスであって、契約の申込者が指定する１の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第２項に基づく第２種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

第５条　（略）

第３章～第３章の２　（略）

第３章の３　５Ｇ特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14　（略）

（契約者識別番号）
第 23 条の 15　５Ｇ特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、５Ｇ特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
２～５　（略）

（請求による契約者識別番号の変更）
第 23 条の 16　５Ｇ特定接続契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

２～４　（略）
（注）（略）

第 23 条の 17　（略）

（５Ｇ特定接続契約者が行う５Ｇ特定接続契約の解除）
第 23 条の 18　５Ｇ特定接続契約者は、５Ｇ特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属５Ｇサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
２　前項の場合において、５Ｇ特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当す

めた５Ｇ特定接続契約に係る者であって、特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

３　（略）

（注）（略）

第 23 条の 19　（略）

第４章　（略）

第５章　ドコモＵＩＭカード等の貸与等

第１節　ドコモＵＩＭカード等の貸与等

（ドコモＵＩＭカード等の貸与等）

第 25 条　当社は、契約者（第 23 条の 15（契約者識別番号）の規定により特定接続事業者が契約者識別番号を定めた５Ｇ特定接続契約に係る者を除きます。）からの請求によりドコモＵＩＭカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモＵＩＭカード等の数は、１の５Ｇサービスに係る契約につき１とします。

２　（略）

第 26 条～第 27 条　（略）

第２節　（略）

第６章～第８章　（略）

第９章　料金

第１節　料金及び工事費等

（料金及び工事費等）

第 45 条　当社が提供する５Ｇ等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

２～５　（略）

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 46 条　５Ｇ契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料の又は情報料の支払いを要します。

ただし、別表２（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等により５Ｇ等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

る通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

３　（略）

（注）（略）

第 23 条の 19　（略）

第４章　（略）

第５章　ドコモＵＩＭカード等の貸与等

第１節　ドコモＵＩＭカード等の貸与等

（ドコモＵＩＭカード等の貸与等）

第 25 条　当社は、契約者からの請求によりドコモＵＩＭカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモＵＩＭカード等の数は、１の５Ｇサービスに係る契約につき１とします。

２　（略）

第 26 条～第 27 条　（略）

第２節　（略）

第６章～第８章　（略）

第９章　料金

第１節　料金及び工事費等

（料金及び工事費等）

第 45 条　当社が提供する５Ｇ等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

２～５　（略）

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 46 条　５Ｇ契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料の又は情報料の支払いを要します。

ただし、別表２（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等により５Ｇ等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(3)　(略) 3　(略) 第 47 条～第 51 条　(略) 第３節～第７節　(略) 第 10 章　(略) 第 11 章　損害賠償 (責任の制限) 第 62 条　当社は、５Ｇサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その５Ｇサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2　前項の場合において、当社は、５Ｇサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその５Ｇサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)　料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金 (2)　(略) 3～4　(略) (注)(略) 第 63 条　(略) 第 12 章　雑則 (発信者番号通知等) 第 64 条　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号又は加入電話番号（以下、この条において契約者識別番号等といいます。）をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。 　ただし、発信者は、５Ｇ特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号等を通知しないことができます。 2～3　(略) 4　５Ｇ契約者及び５Ｇ特定接続契約者（第 23 条の 15（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定めた５Ｇ特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。 5～6　(略) (注)(略) 第 65 条～第 84 条　(略) 第 13 章～第 14 章　(略) 料金表　(略)	(1)～(3)　(略) 3　(略) 第 47 条～第 51 条　(略) 第３節～第７節　(略) 第 10 章　(略) 第 11 章　損害賠償 (責任の制限) 第 62 条　当社は、５Ｇサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その５Ｇサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2　前項の場合において、当社は、５Ｇサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその５Ｇサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)　料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金 (2)　(略) 3～4　(略) (注)(略) 第 63 条　(略) 第 12 章　雑則 (発信者番号通知等) 第 64 条　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号又は加入電話番号（以下、この条において契約者識別番号等といいます。）をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。 　ただし、発信者は、５Ｇ特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号等を通知しないことができます。 2～3　(略) 4　５Ｇ契約者及び５Ｇ特定接続契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。 5～6　(略) (注)(略) 第 65 条～第 84 条　(略) 第 13 章～第 14 章　(略) 料金表　(略)

通則
１～37（略）
（電話ユニバーサルサービス料の適用）
38　電話ユニバーサルサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
（1）　ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約、Ｘｉ契約若しくはＸｉユビキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに５Ｇ契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、 継続して５Ｇ契約を締結していたものとみなして取り扱います。
（2）　5 Ghome でんわ契約については、当社が付与する契約者識別番号及び加入電話番号の数に応じて料金表別記に規定する電話ユニバーサルサービス料を適用します。
39～50（略）
（注）（略）

別記
１～２　（略）

３　電話ユニバーサルサービス料
(1) (2)以外のもの

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	２円（2.2 円）

（2）　5 Ghome でんわに係るもの

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービス料	１契約者識別番号ごとに	２円（2.2 円）
	１加入電話番号ごとに	２円（2.2 円）

（注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表７　（略）

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった５Ｇサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

通則
１～37（略）
（ユニバーサルサービス料の適用）
38　ユニバーサルサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
（1）　ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約、Ｘｉ契約若しくはＸｉユビキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに５Ｇ契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、 継続して５Ｇ契約を締結していたものとみなして取り扱います。
（2）　5 Ghome でんわ契約については、当社が付与する契約者識別番号及び加入電話番号の数に応じて料金表別記に規定するユニバーサルサービス料を適用します。
39～50（略）
（注）（略）

別記
１～２　（略）

３　ユニバーサルサービス料
(1) (2)以外のもの

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	３円（3.3 円）

（2）　5 Ghome でんわに係るもの

区　　分	単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	１契約者識別番号ごとに	３円（3.3 円）
	１加入電話番号ごとに	３円（3.3 円）

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表７　（略）

Ｘｉサービス契約約款の一部改正

［改正］

第１章　（略）

第２章　Ｘｉサービスの種類等

（Ｘｉサービスの種類）
第４条　Ｘｉサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
Ｘｉ特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモＵＩＭカード等又は特定接続事業者が貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるＵＩＭカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＸｉサービスであって、契約の申込者が指定する１の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第２項に基づく第２種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

第５条　（略）

第３章～第４章　（略）

第４章の２　Ｘｉ特定接続契約

第 22 条～第 24 条　（略）

（契約者識別番号）
第 25 条　Ｘｉ特定接続の契約者識別番号は当社又は特定接続事業者が定めることとし、その契約者識別番号については、Ｘｉ特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
２～５　（略）

（請求による契約者識別番号の変更）
第 25 条の２　Ｘｉ特定接続契約者（前条の規定により当社が契約者識別番号を定めたＸｉ特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。
２～４　（略）
（注）（略）

第 25 条の３　（略）

（Ｘｉ特定接続契約者が行うＸｉ特定接続契約の解除）
第 26 条　Ｘｉ特定接続契約者は、Ｘｉ特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属Ｘｉサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
２　前項の場合において、Ｘｉ特定接続契約者（第 25 条（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定めた

［現行］

第１章　（略）

第２章　Ｘｉサービスの種類等

（Ｘｉサービスの種類）
第４条　Ｘｉサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
Ｘｉ特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモＵＩＭカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するＸｉサービスであって、契約の申込者が指定する１の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第２項に基づく第２種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

第５条　（略）

第３章～第４章　（略）

第４章の２　Ｘｉ特定接続契約

第 22 条～第 24 条　（略）

（契約者識別番号）
第 25 条　Ｘｉ特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、Ｘｉ特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
２～５　（略）

（請求による契約者識別番号の変更）
第 25 条の２　Ｘｉ特定接続契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

２～４　（略）
（注）（略）

第 25 条の３　（略）

（Ｘｉ特定接続契約者が行うＸｉ特定接続契約の解除）
第 26 条　Ｘｉ特定接続契約者は、Ｘｉ特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属Ｘｉサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
２　前項の場合において、Ｘｉ特定接続契約者（特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当す

Ｘｉ特定接続契約に係る者であって、特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 （略） （注）（略） 第 27 条 （略） 第５章 （略） 第６章 ドコモＵＩＭカード等の貸与等 第１節 ドコモＵＩＭカード等の貸与等 （ドコモＵＩＭカード等の貸与等） 第 29 条 当社は、契約者（第 25 条（契約者識別番号）の規定により特定接続事業者が契約者識別番号を定めたＸｉ特定接続契約に係る者を除きます。）からの請求によりドコモＵＩＭカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモＵＩＭカード等の数は、１のＸｉサービスに係る契約につき１とします。 2 （略） 第 30 条～第 31 条 （略） 第２節 （略） 第７章～第９章 （略） 第 10 章 料金等 第１節 料金及び工事費等 （料金及び工事費等） 第 48 条 当社が提供するＸｉサービス（Ｘｉ特定接続を除きます。以下この条に おいて同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約 解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス 料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 ２～５ （略） 第２節 料金等の支払義務 （基本使用料等の支払義務） 第 49 条 Ｘｉ契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した 日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と 解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表 通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス 料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算し てその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。） について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。 ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりＸｉサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次	る通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 （略） （注）（略） 第 27 条 （略） 第５章 （略） 第６章 ドコモＵＩＭカード等の貸与等 第１節 ドコモＵＩＭカード等の貸与等 （ドコモＵＩＭカード等の貸与等） 第 29 条 当社は、契約者からの請求によりドコモＵＩＭカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモＵＩＭカード等の数は、１のＸｉサービスに係る契約につき１とします。 2 （略） 第 30 条～第 31 条 （略） 第２節 （略） 第７章～第９章 （略） 第 10 章 料金等 第１節 料金及び工事費等 （料金及び工事費等） 第 48 条 当社が提供するＸｉサービス（Ｘｉ特定接続を除きます。以下この条に おいて同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約 解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス 料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 ２～５ （略） 第２節 料金等の支払義務 （基本使用料等の支払義務） 第 49 条 Ｘｉ契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した 日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と 解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表 通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス 料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算し てその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。） について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。 ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりＸｉサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によ

によります (1)～(3)　(略) 3　(略) 第 50 条～第 53 条　(略) 第３節～第７節　(略) 第 11 章　(略) 第 12 章　損害賠償 (責任の制限) 第 63 条　当社は、Ｘｉサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＸｉサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2　前項の場合において、当社は、Ｘｉサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＸｉサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)　料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金 (2)　(略) 3～4　(略) (注)　(略) 第 64 条　(略) 第 13 章　雑則 (発信者番号通知等) 第 65 条　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。 ただし、発信者は、Ｘｉ特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。 2～3　(略) 4　Ｘｉ契約者及びＸｉ特定接続契約者（第 25 条（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定めたＸｉ特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。 5～6　(略) (注)　(略) 第 65 条の２～第 80 条の２　(略) 第 14 章　(略) 料金表	ります (1)～(3)　(略) 3　(略) 第 50 条～第 53 条　(略) 第３節～第７節　(略) 第 11 章　(略) 第 12 章　損害賠償 (責任の制限) 第 63 条　当社は、Ｘｉサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＸｉサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 2　前項の場合において、当社は、Ｘｉサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＸｉサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。 (1)　料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金 (2)　(略) 3～4　(略) (注)　(略) 第 64 条　(略) 第 13 章　雑則 (発信者番号通知等) 第 65 条　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。 ただし、発信者は、Ｘｉ特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。 2～3　(略) 4　Ｘｉ契約者及びＸｉ特定接続契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。 5～6　(略) (注)　(略) 第 65 条の２～第 80 条の２　(略) 第 14 章　(略) 料金表

（料金表目次）
通則
別記
　１～２　（略）
　３　電話ユニバーサルサービス料
　４～７　（略）

通則
１～37（略）
（電話ユニバーサルサービス料の適用）
38 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料 金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
(1) ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約、５Ｇ契約、ワ イドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにＸｉ契約又はＸｉユビキタ ス契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してＸｉ契約又はＸｉユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) Ｘｉ又はＸｉユビキタスにおいて契約者識別番号が第 11 条（請求による契約者識別番号 の変更）に規定するＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定に かかわらず、電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
39～50（略）
（注）（略）

別記
１～２　（略）

３　電話ユニバーサルサービス料

区　　分	単　　位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	２円（2.2 円）

（注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表７　（略）

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＸｉサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第４項第 11 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。
４　経企第 702 号（平成 26 年８月８日）の附則第４項第８号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

（料金表目次）
通則
別記
　１～２　（略）
　３　ユニバーサルサービス料
　４～７　（略）

通則
１～37（略）
（ユニバーサルサービス料の適用）
38 ユニバーサルサービス料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）及び料 金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
(1) ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約、５Ｇ契約、ワ イドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにＸｉ契約又はＸｉユビキタ ス契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してＸｉ契約又はＸｉユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) Ｘｉ又はＸｉユビキタスにおいて契約者識別番号が第 11 条（請求による契約者識別番号 の変更）に規定するＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定に かかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
39～50（略）
（注）（略）

別記
１～２　（略）

３　ユニバーサルサービス料

区　　分	単　　位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	３円（3.3 円）

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表７　（略）

5 経企第 2408 号（平成 30 年 1 月 24 日）の附則第 3 項第 7 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 6 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則を次のように改めます。 （1）第 20 項第 8 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 （2）第 21 項第 6 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 7 経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）の附則第 3 項第 5 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。	

ＦＯＭＡサービス契約約款の一部改正

［改正］	［現行］

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）

（実施期日）

1　この附則は、令和８年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったＦＯＭＡサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3　経企第 204 号（平成 17 年５月 24 日）の附則第５項 13 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

4　経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）の附則第３項 11 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

5　経企第 1105 号（平成 20 年２月 22 日）の附則第４項４号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

6　経企第 294 号（平成 21 年６月 24 日）の附則第５項 10 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

7　経企第 1200 号（平成 22 年２月 22 日）の附則第３項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

8　経企第 1251 号（平成 26 年１月 10 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第５項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

(2) 第６項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

9　経企第 406 号（令和元年５月 21 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第４項８号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

(2) 第５項６号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

10　経企第 1605 号（令和元年９月 24 日）の附則第３項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

11　経企第 1635 号（令和元年９月 27 日）の附則第３項５号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

12　経企第 3254 号（令和２年３月 26 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第３項を次のように改めます。

ア　第８号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

イ　第 10 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

ウ　第 26 号のオを次のように改めます。

(ア) 電話ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	２円（2.2 円）
	加算額	１追加番号ごとに	２円（2.2 円）

(イ) (27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

(ウ) ＦＯＭＡユビキタスにおいて契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号であると当社が認めたときは、(ア)の規定にかかわら

ず、電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 （注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。 (2) 第４項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 (3) 第５項６号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 (4) 第６項９号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 (5) 第７項５号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。	

専用回線等接続サービス契約約款の一部改正

[改正]	[現行]
第１章～第２章　（略）	第１章～第２章　（略）
第３章　ビジネス mopera 契約	第３章　ビジネス mopera 契約
（契約の単位） 第７条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１のビジネス mopera 契約を締結します。 ただし、第 13 種接続装置及び第 11 種接続装置（料金表第１表第１（接続装置使用料）に規定するものをいいます。）の利用に係る契約の場合は、専用回線等１回線ごとに１のビジネス mopera 契約を締結します。 ２（略）	（契約の単位） 第７条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１のビジネス mopera 契約を締結します。 ただし、第１種接続装置、第 13 種接続装置及び第 11 種接続装置（料金表第１表第１（接続装置使用料）に規定するものをいいます。）の利用に係る契約の場合は、専用回線等１回線ごとに１のビジネス mopera 契約を締結します。 ２（略）
（ビジネス mopera 契約申込の方法） 第８条　ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。	（ビジネス mopera 契約申込の方法） 第８条　ビジネス mopera 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用回線等接続サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、第１種接続装置に係るビジネス mopera 契約の申込みをすることができる者は、第 11 種接続装置（料金表第１表第１（接続装置使用料）に規定するタイプ２に係るものに限ります。）に係るビジネス mopera 契約の申込みをする者に限ります。
(1)～(5)（略） ２～４（略）	(1)～(5)（略） ２～４（略）
第９条～第 12 条　（略）	第９条～第 12 条　（略）
（国際アウトローミング接続） 第 12 条の２　ビジネス mopera 契約者（第 11 種接続装及び第 12 種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、５Ｇサービス契約約款、ＦＯＭＡサービス契約約款、Ｘｉサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（第 12 種接続装置（プランＡ又はプランＣに限ります。）にあっては、５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する５Ｇ（一般契約に係る区分のうちコースＢに係るものに限ります。）及び５Ｇhome でんわに限ります。）に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。）と専用回線に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）との間で通信を行うことができます。 ２～３（略）	（国際アウトローミング接続） 第 12 条の２　ビジネス mopera 契約者（第１種接続装置、第 11 種接続装置及び第 12 種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、５Ｇサービス契約約款、ＦＯＭＡサービス契約約款、Ｘｉサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（第 12 種接続装置（プランＡ又はプランＣに限ります。）にあっては、５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する５Ｇ（一般契約に係る区分のうちコースＢに係るものに限ります。）及び５Ghome でんわに限ります。）に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。）と専用回線に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）との間で通信を行うことができます。 ２～３（略）
第 13 条～第 23 条　（略）	第 13 条～第 23 条　（略）
第４章～第７章　（略）	第４章～第７章　（略）
第８章　通信	第８章　通信
第 39 条～第 39 条の２　（略）	第 39 条～第 39 条の２　（略）
（通信利用の制限） 第 40 条　専用回線等接続サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表３（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している専用回線等接続サービス以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域のアクセス回線等への通信又は専用回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。	（通信利用の制限） 第 40 条　専用回線等接続サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表３（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している専用回線等接続サービス以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域のアクセス回線等への通信又は専用回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2　（略）	2　（略） 3　当社は、前２項の規定によるほか、第１種接続装置（料金表第１表第１（接続装置使用料）に規定するものをいいます。）に係る通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その第１種接続装置に係る通信の利用を制限する措置をとることがあります
第９章　料金等	第９章　料金等
第１節　料金及び工事費等	第１節　料金及び工事費等
第 41 条　当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付 加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。	第 41 条　当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。
２～３　（略）	２～３　（略）
第２節　料金等の支払義務	第２節　料金等の支払義務
（専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務）	（専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務）
第 42 条　契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日又 はＳＭＳ送信機能の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前 日までの期間（接続を開始した日又はＳＭＳ送信機能の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第 １表第１（接続装置使用料）、第５（電話ユニバーサルサービス料）及び第６（電話 リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日 から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日 と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。	第 42 条　契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日又 はＳＭＳ送信機能の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前 日までの期間（接続を開始した日又はＳＭＳ送信機能の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第 １表第１（接続装置使用料）、第５（ユニバーサルサービス料）及び第６（電話 リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日 から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日 と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第２（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。
２　前項の期間において、利用停止等により専用回線等接続サービスを利用する ことができない状態が生じたときの接続装置使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「接続装置使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。	２　前項の期間において、利用停止等により専用回線等接続サービスを利用する ことができない状態が生じたときの接続装置使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「接続装置使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
３　（略）	３　（略）
第 43 条～第 45 条　（略）	第 43 条～第 45 条　（略）
第３節　（略）	第３節　（略）
第４節　預託金	第４節　預託金
（預託金）	（預託金）
第 47 条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。	第 47 条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
２（略）	２（略）
３　前項の規定にかかわらず、第９種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、１契約当たり 100 万円以内で当社が定める額とします。	３　前項の規定にかかわらず、第１項４号に規定するセンタ側課金機能（第１種接続装置に係るものに限ります。）の請求をした場合、又は第９種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、１契約当たり 100 万円以内で当社が定める額とします。
４～５　（略）	４～５　（略）
第５節～第６節　（略）	第５節～第６節　（略）
第 10 章　（略）	第 10 章　（略）
第 11 書　損害賠償	第 11 章　損害賠償

（責任の制限）
第 54 条　当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない 状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間 の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した 損害とみなしその額に限って賠償します。
（1）料金表第１表第１（接続装置使用料）、第２（付加機能使用料）、第５（電話ユニバーサルサービス料）及び第６（電話リレーサービス料）に規定する料金
（２)～(３）（略）
３～４　（略）

第 55 条～第 55 条の２　（略）

第 12 章～第 13 章　（略）

料金表
（料金表目次）
通則　（略）
第１表　料金（その他のサービスの料金を除きます。）
　第１～第４　（略）
　第５　電話ユニバーサルサービス料
　第６　（略）
第２表～第３表　（略）

通則
１～12（略）
（注）（略）

第１表　料金（その他のサービスの料金を除きます。）
　第１　接続装置使用料
　　１　適用

接続装置使用料の適用		
接続装置の種類等	ア　ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります	
	種　類	内　容
	(ア) 削　除	
	(イ)～(ス)　（略）	（略）
	イ～エ（略）	

（責任の制限）
第 54 条　当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない 状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間 の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した 損害とみなしその額に限って賠償します。
（1）　料金表第１表第１（接続装置使用料）、第２（付加機能使用料）、第５（ユニバーサルサービス料）及び第６（電話リレーサービス料）に規定する料金
（２)～(３）（略）
３～４　（略）

第 55 条～第 55 条の２　（略）

第 12 章～第 13 章　（略）

料金表
（料金表目次）
通則　（略）
第１表　料金（その他のサービスの料金を除きます。）
　第１～第４　（略）
　第５　ユニバーサルサービス料
　第６　（略）
第２表～第３表　（略）

通則
１～12（略）
（注）（略）

第１表　料金（その他のサービスの料金を除きます。）
　第１　接続装置使用料
　　１　適用

接続装置使用料の適用		
接続装置の種類等	ア　ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります	
	種　類	内　容
	(ア) 第１種接続装置（アクセスプレミアムＦＯＭＡ）	専用回線等接続契約に基づき、ＦＯＭＡサービス、ワイドスター通信サービス又は卸ＦＯＭＡサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。)を行うことができるようにするために設置するもの
	(イ)～(ス)　（略）	（略）
	イ～エ（略）	

オ 第 11 種接続装置には次の区分があり、接続される専用回線等の種類等に応じて２（料金額）のとおり料金を適用します。

区 分	内 容
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

カ～ケ（略）
コ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、ケの規定により選択した接続装置使用料の料金種別、ＩＰ電話番号及びアクセス回線等の数に応じて、２（料金額）のとおり料金を適用します。
サ～ス（略）

セ スの規定によるほか、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。）の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。

表（略）

オ 第１種接続装置又は第 11 種接続装置には次の区分があり、接続される専用回線等の種類等に応じて２（料金額）のとおり料金を適用します。
ただし、ＡＴＭ接続用のもの、ＣＲ用のもの及びＦＲ用のものにあっては第１種接続装置に限り提供します。

区 分	内 容
（略）	（略）
ＡＴＭ接続用のもの	協定事業者が提供するＡＴＭ専用サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線を接続するための装置
（略）	（略）
ＣＲ接続用のもの	電気通信事業者が提供するデータ伝送サービス（セルリレー方式により通信を行うものであって、当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線を接続するための装置
（略）	（略）
ＦＲ接続用のもの	電気通信事業者が提供するデータ伝送サービス（フレームリレー方式により通信を行うものであって、当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線を接続するための装置

カ セに規定するタイプ２に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、チに規定する第１種接続契約が指定されていると当社が認める期間、オの規定にかかわらず、指定された第１種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。
キ～コ（略）
サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、コの規定により選択した接続装置使用料の料金種別、ＩＰ電話番号及びアクセス回線等の数に応じて、２（料金額）のとおり料金を適用します。
シ～セ（略）
ソ セの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、２（料金額）の２－９に規定する料金を適用します。

区 分	内 容
タイプ１	タイプ２以外のもの
タイプ２	契約者があらかじめ登録した５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースＢに係るもの及びコースＡに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）、ＦＯＭＡサービス、Ｘｉサービス、卸ＦＯＭＡサービス及び卸Ｘｉサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの

タ セの規定によるほか、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。）の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ２に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者は、プランＡに限り選択することができます。
表（略）
チ 契約者はソに規定するタイプ２に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、１の第１種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

	ソ～ノ　（略）

２　料金額

２－１　削　除

	ツ～フ（略）

２　料金額

２－１　第１種接続装置に係るもの

１契約ごとに

区　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	ＩＳＤＮ接続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）
		128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）
	高速デジタル接続用もの又はＦＲ接続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）
		128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）
		192kb/s 用又は 256kb/s 用のもの	34,000 円（ 37,400 円）
		384kb/s 用又は 512kb/s 用のもの	42,000 円（ 46,200 円）
		768kb/s 用又は 1Mb/s 用のもの	60,000 円（ 66,000 円）
		1.5Mb/s 用のもの	80,000 円（ 88,000 円）
	ＡＴＭ接続用のもの又はＣＲ接続用のもの	１Mb/s 用のもの	167,000 円（183,700 円）
		２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	179,000 円（196,900 円）
		４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	250,000 円（275,000 円）
		10Mb/s 用のもの	360,000 円（396,000 円）
	イーサネット接続用のもの	１Mb/s 用のもの	107,000 円（117,700 円）
		２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	123,000 円（135,300 円）
		４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	160,000 円（176,000 円）
		10Mb/s 用のもの	270,000 円（297,000 円）
		20Mb/s 用のもの	340,000 円（374,000 円）
		30Mb/s 用のもの	410,000 円（451,000 円）
		40Mb/s 用のもの	470,000 円（517,000 円）
		50Mb/s 用のもの	530,000 円（583,000 円）
		60Mb/s 用のもの	590,000 円（649,000 円）
		70Mb/s 用のもの	660,000 円（726,000 円）

２－２～２－８（略）

２－９　第 11 種接続装置に係るもの

表　（略）

		80Mb/s 用のもの	730,000 円（803,000 円）
		90Mb/s 用のもの	810,000 円（891,000 円）
		100Mb/s 用のもの	890,000 円（979,000 円）

２－２～２－８（略）

２－９　第 11 種接続装置に係るもの

２－９－１　タイプ１に係るもの

表　（略）

２－９－２　タイプ２に係るもの

１契約ごとに

区　分				料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	ＩＳＤＮ接続用のもの		64kb/s 用のもの	11,000 円（12,000 円）
			128kb/s 用のもの	14,000 円（15,400 円）
	高速デジタル接続用のもの		64kb/s 用のもの	11,000 円（12,100 円）
			128kb/s 用のもの	14,000 円（15,400 円）
			192kb/s 用又は 256kb/s 用のもの	34,000 円（37,400 円）
			384kb/s 用又は 512kb/s 用のもの	42,000 円（46,200 円）
			768kb/s 用又は 1Mb/s 用のもの	60,000 円（66,000 円）
			1.5Mb/s 用のもの	80,000 円（88,000 円）
	イーサネット接続用のもの	プラン A	１Mb/s 用のもの	107,000 円（117,700 円）
			２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	123,000 円（135,300 円）
			４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	160,000 円（176,000 円）
			10Mb/s 用のもの	270,000 円（297,000 円）
			20Mb/s 用のもの	340,000 円（374,000 円）
			30Mb/s 用のもの	410,000 円（451,000 円）
			40Mb/s 用のもの	470,000 円（517,000 円）
			50Mb/s 用のもの	530,000 円（583,000 円）
			60Mb/s 用のもの	590,000 円（649,000 円）

２－10～２－14（略）

第２　付加機能使用料

１　適用

付加機能使用料の適用	
（略）	（略）
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア　アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースＢに係るもの及びコースＡに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）、Ｘｉサービス又は卸Ｘｉサービス（以下「指定対象Ｘｉ等」といいます。）ごとに適用します。 イ　（略）

２　料金額

区分	単位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
		70Mb/s 用のもの　660,000 円（726,000 円）
		80Mb/s 用のもの　730,000 円（803,000 円）
		90Mb/s 用のもの　810,000 円（891,000 円）
		100Mb/s 用のもの　890,000 円（979,000 円）
		200Mb/s 用のもの　1,226,000 円（1,348,600 円）
		300Mb/s 用のもの　1,447,000 円（1,591,700 円）
		400Mb/s 用のもの　1,667,000 円（1,833,700 円）
		500Mb/s 用のもの　1,888,000 円（2,076,800 円）
		600Mb/s 用のもの　2,108,000 円（2,318,800 円）
		700Mb/s 用のもの　2,329,000 円（2,561,900 円）
		800Mb/s 用のもの　2,549,000 円（2,803,900 円）
		900Mb/s 用のもの　2,770,000 円（3,047,000 円）
		１Gb/s 用のもの　2,990,000 円（3,289,000 円）
	プランＣ	１Gb/s 用のもの　350,000 円（385,000 円）

２－10～２－14（略）

第２　付加機能使用料

１　適用

付加機能使用料の適用	
（略）	（略）
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア　アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースＢに係るもの及びコースＡに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）、ＦＯＭＡサービス、Ｘｉサービス、卸ＦＯＭＡサービス又は卸Ｘｉサービス（以下「指定対象Ｘｉ等」といいます。）ごとに適用します。この場合において、ＦＯＭＡサービス及び卸ＦＯＭＡサービスの契約者回線については、タイプ２に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ　（略）

２　料金額

区分	単位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）

（略）		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
接続迂回機能			
	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

第３～第４　（略）

第５　電話ユニバーサルサービス料

１　適用

電話ユニバーサルサービス料の適用	
(1) 電話ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、第 13 種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びＳＭＳ送信機能に係る契約者は、電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(2) 第９種接続装置及び第 10 種接続装置に係る電話ユニバーサルサービス料の適用	第９種接続装置及び第 10 種接続装置に係る電話ユニバーサルサービス料の適用の単位については、２（料金額）の規定にかかわらず、１ＩＰ電話番号及び１ＧＷ接続用ＩＰ電話番号の数に応じて２（料金額）に係る加算額を適用します。

２　料金額

料　金　種　別		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービ	基本額	１契約ごとに	２円（2.2 円）

（略）		（略）	（略）
センタ側課金機能（（ＦＯＭＡパケット･フリーサービス／ＤｏＰａパケット･フリーサービス）		１契約ごとに	1,000 円（1,100 円）
（略）		（略）	（略）
即時接続機能		１契約者識別番号ごとに	同時接続可能数が 5,000 の場合 66,000 円(72,600 円) 同時接続可能数が 10,000 の場合 132,000 円(145,200 円) 同時接続可能数が 20,000 の場合 264,000 円(290,400 円) 同時接続可能数が 30,000 の場合 396,000 円(435,600 円)
（略）		（略）	（略）
接続迂回機能	第１種接続装置に係るもの	１契約ごとに	(1) タイプ１ 26,000 円(28,600 円) (2) タイプ２ 50,000 円(55,000 円) (3) タイプ３ 86,000 円(94,600 円)
	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	（略）

第３～第４　（略）

第５　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第１種接続装置、第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、第 13 種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びＳＭＳ送信機能に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(2) 第９種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用	第９種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用の単位については、２（料金額）の規定にかかわらず、１ＩＰ電話番号及び１ＧＷ接続用ＩＰ電話番号の数に応じて２（料金額）に係る加算額を適用します。

２　料金額

料　金　種　別		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	１契約ごとに	３円（3.3 円）

ス料	加算額	１着信課金番号ごとに	２円（2.2円）
		１センタ側課金番号ごとに	２円（2.2円）
		１ＩＰ電話番号ごとに	２円（2.2円）
		１ＧＷ接続用ＩＰ電話番号ごとに	２円（2.2円）

（注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第６ 電話リレーサービス料

１ 適用

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料に係る適用除外	第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、第 13 種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びＳＭＳ送信機能に係る契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要しません。
(2)（略）	（略）

２（略）

（注１）～（注２）（略）

第２表～第３表（略）

別表１（略）

別表２ 付加機能

種 類	提 供 条 件
１～５（略）	（略）
６ 接続先識別機能（５ＧデータＶＰＮ接続サービス／ＸｉデータＶＰＮ接続サービス） (1)～(2)（略）	(1) 第 11 種接続装置（イーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランＢ又はプランＣであるものに限ります。）を除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(5)（略）
７ 代表機能（５Ｇデータアクセスセレクト／Ｘｉデータアクセスセレクト） ２以上の同一の種類の接続装置に係る専用回線等接続契約（同一の契約者に係るものに限ります。）について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか１の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。	(1) 第 11 種接続装置（接続装置の区分がＩＰ網接続用のものを除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(4)（略）
８（略）	（略）

	加算額	１着信課金番号ごとに	３円（3.3円）
		１センタ側課金番号ごとに	３円（3.3円）
		１ＩＰ電話番号ごとに	３円（3.3円）
		１ＧＷ接続用ＩＰ電話番号ごとに	３円（3.3円）

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第６ 電話リレーサービス料

１ 適用

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料に係る適用除外	第１種接続装置、第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、第 13 種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及びＳＭＳ送信機能に係る契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要しません。
(2)（略）	（略）

２（略）

（注１）～（注２）（略）

第２表～第３表（略）

別表１（略）

別表２ 付加機能

種 類	提 供 条 件
（略）	
６ 接続先識別機能（５ＧデータＶＰＮ接続サービス／ＦＯＭＡパケットＶＰＮ接続サービス／ＸｉデータＶＰＮ接続サービス） (1)～(2)（略）	(1) 第１種接続装置、第 11 種接続装置（イーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランＢ又はプランＣであるものに限ります。）を除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(5)（略）
７ 代表機能（５Ｇデータアクセスセレクト／ＦＯＭＡパケットアクセスセレクト／Ｘｉデータアクセスセレクト） ２以上の同一の種類の接続装置に係る専用回線等接続契約（同一の契約者に係るものに限ります。）について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか１の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。	(1) 第１種接続装置、第 11 種接続装置（接続装置の区分がＩＰ網接続用のものを除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(4)（略）
８（略）	（略）

9　削　除		9　センタ側課金機能（ＦＯＭＡパケット･フリーサービス専用回線等に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）へ着信する通信をセンタ側課金番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下同じとします。）により行った場合及びこの機能の提供を受けている専用回線等に係る接続点から発信した通信に関する料金（他社相互接続通信に係る料金を含みます。）の支払いを要する者をその専用回線等に係る契約者とし、通信料を課金する機能をいいます。	(1) 第１種接続装置に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。 (2) 当社は契約者識別番号又は代表番号１番号ごとに１のセンタ側課金番号を付与します。 (3) この機能の提供を受けているビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に関する接続点と当社が提供するワイドスター通信サービスの契約者回線等との間の通信は、行うことができません。 (4) センタ側課金番号により行われる通信に関する料金は、この機能の提供を受けている契約者が支払いを要することとし、支払いを要する額はＦＯＭＡサービス契約約款及び卸携帯電話サービス契約約款に定めるところによります。この場合において、料金の請求等料金に関するその他の取扱いはこの約款に定めるところによります。(5)センタ側課金番号に関するその他の提供条件については、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。（注）(1)に規定する当社が別に定めるものは、第１種接続装置において国際アウトローミング接続を行わないものをいいます。
10　閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースＢに係るもの及びコースＡに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）、ＦＯＭＡサービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）又はＸｉの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 第 11 種接続装置（接続装置の区分がＩＰ網接続用のものを除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(5)（略） （注）（略）	10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した５Ｇサービス（５Ｇサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースＢに係るもの及びコースＡに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）、ＦＯＭＡサービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）又はＸｉの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 第１種接続装置、第 11 種接続装置（接続装置の区分がＩＰ網接続用のものを除きます。）又は第 13 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2)～(5)（略） （注）（略）
11～12（略）	（略）	11～12（略）	（略）
13　削　除		13　即時接続機能 ＦＯＭＡ契約者回線と専用回線等に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）との間の通信において、通信状態を維持することができる機能をいいます。	(1) 第１種接続装置に係るビジネス mopera サービスであって閉域接続機能の提供を受けているものに限り提供します。 (2) この機能の提供を受ける場合は、あらかじめ同時接続可能数を選択していただきます。 (3) ＦＯＭＡサービスの電波状況又は保守上若しくは工事上の理由により通信を維持することができない場合があります。 (4) この機能の提供を受けている専用回線等に係る接続点との間の通信は、ＦＯＭＡサービス契約約款に規定される即時接続機能の提供を受けているものに限り行うことができます。 (5) この機能の提供を受けている専用回線等に係る接続点

14 接続迂回機能（スタンバイオプション） 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線（以下この欄において「予備回線」といいます。）を接続するための機能をいいます。	(1) 第９種接続装置及び第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランＢ又はプランＣであるものに限ります。）及びＩＰ網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 (2) 第 11 種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ①～⑨（略） (3)（略） （注１）～（注３）（略）
15～25（略）	（略）

別表３～別表４　（略）

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）

（実施期日）

１　この改正規定は令和７年 12 月 26 日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話ユニバーサルサービス料に関する部分については令和８年１月１日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

（第１種接続装置に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第１種接続装置に係るビジネス mopera サービス（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 接続装置使用料

ア 接続装置使用料は次表に定めるところによります。

１契約ごとに

区　分			料　金　額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	ＩＳＤＮ接続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）
		128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）
	高速デジタル接続用もの又はＦＲ接続用のもの	64kb/s 用のもの	7,000 円（ 7,700 円）
		128kb/s 用のもの	10,000 円（ 11,000 円）
		192kb/s 用又は 256kb/s 用のもの	34,000 円（ 37,400 円）

	とＦＯＭＡ契約者回線との間の通信における伝送速度その他の提供条件は、ＦＯＭＡサービス契約約款に定めるところによります。
14 接続迂回機能（スタンバイオプション） 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線（以下この欄において「予備回線」といいます。）を接続するための機能をいいます。	(1) 第１種接続装置、第９種接続装置及び第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のもの（接続装置使用料の料金種別がプランＢ又はプランＣであるものに限ります。）及びＩＰ網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。 (2) 第１種接続装置及び第 11 種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ①～⑨（略） (3)（略） （注１）～（注３）（略）
15～25（略）	（略）

別表３～別表４　（略）

		384kb/s 用又は 512kb/s 用のもの	42,000 円 (46,200 円)
		768kb/s 用又は 1Mb/s 用のもの	60,000 円 (66,000 円)
		1.5Mb/s 用のもの	80,000 円 (88,000 円)
	ＡＴＭ接続用のもの又はＣＲ接続用のもの	１Mb/s 用のもの	167,000 円 (183,700 円)
		２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	179,000 円 (196,900 円)
		４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	250,000 円 (275,000 円)
		10Mb/s 用のもの	360,000 円 (396,000 円)
	イーサネット接続用のもの	１Mb/s 用のもの	107,000 円 (117,700 円)
		２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	123,000 円 (135,300 円)
		４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	160,000 円 (176,000 円)
		10Mb/s 用のもの	270,000 円 (297,000 円)
		20Mb/s 用のもの	340,000 円 (374,000 円)
		30Mb/s 用のもの	410,000 円 (451,000 円)
		40Mb/s 用のもの	470,000 円 (517,000 円)
		50Mb/s 用のもの	530,000 円 (583,000 円)
		60Mb/s 用のもの	590,000 円 (649,000 円)
		70Mb/s 用のもの	660,000 円 (726,000 円)
		80Mb/s 用のもの	730,000 円 (803,000 円)
		90Mb/s 用のもの	810,000 円 (891,000 円)
		100Mb/s 用のもの	890,000 円 (979,000 円)

イ タイプ２に係る第 11 種接続装置の提供を受けているときは、第１種接続装置に係るビジネス mopera 契約が指定されていると当社が認める期間、アの規定に関わらず指定された第１種接続装置の接続装置使用料の支払いを要しません。

(2) 付加機能使用料は、次表に定めるところによります。

区 分		単 位	料 金 額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続先識別機能	基本機能	基本額（１追加接続番号ごとに）	5,500 円(6,050 円)
	追加機能（常域非制限機能）	加算額（１契約ごとに）	24,000 円(26,400 円)
代表機能（ＦＯＭＡパケットアクセスセレクト）		１契約ごとに	300 円(330 円)

センタ側課金機能（（ＦＯＭＡパケット・フリーサービス／ＤｏＰａパケット・フリーサービス）		１契約ごとに	1,000 円（1,100 円）
閉域接続機能	タイプＢ	１管理回線ごとに	5,100 円(5,610 円)
即時接続機能		１契約者識別番号ごとに	同時接続可能数が 5,000 の場合 66,000 円(72,600 円) 同時接続可能数が 10,000 の場合 132,000 円(145,200 円) 同時接続可能数が 20,000 の場合 264,000 円(290,400 円) 同時接続可能数が 30,000 の場合 396,000 円(435,600 円)
接続迂回機能		１契約ごとに	(1) タイプ１ 26,000 円(28,600 円) (2) タイプ２ 50,000 円(55,000 円) (3) タイプ３ 86,000 円(94,600 円)

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前の通りとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているタイプ２に係る第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービス（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 接続装置使用料は次表に定めるところによります。

１契約ごとに

区分				料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	ＩＳＤＮ接続用のもの		64kb/s 用のもの	11,000 円（ 12,100 円）
			128kb/s 用のもの	14,000 円（ 15,400 円）
	高速デジタル接続用のもの		64kb/s 用のもの	11,000 円（ 12,100 円）
			128kb/s 用のもの	14,000 円（ 15,400 円）
			192kb/s 用又は 256kb/s 用のもの	34,000 円（ 37,400 円）
			384kb/s 用又は 512kb/s 用のもの	42,000 円（ 46,200 円）
			768kb/s 用又は 1Mb/s 用のもの	60,000 円（ 66,000 円）
			1.5Mb/s 用のもの	80,000 円（ 88,000 円）
	イーサネット接続用のもの	プラン A	１Mb/s 用のもの	107,000 円（ 117,700 円）
			２Mb/s 用又は３Mb/s 用のもの	123,000 円（ 135,300 円）
			４Mb/s 用、５Mb/s 用又は６Mb/s 用のもの	160,000 円（ 176,000 円）

			10Mb/s 用のもの	270,000 円（297,000 円）
			20Mb/s 用のもの	340,000 円（374,000 円）
			30Mb/s 用のもの	410,000 円（451,000 円）
			40Mb/s 用のもの	470,000 円（517,000 円）
			50Mb/s 用のもの	530,000 円（583,000 円）
			60Mb/s 用のもの	590,000 円（649,000 円）
			70Mb/s 用のもの	660,000 円（726,000 円）
			80Mb/s 用のもの	730,000 円（803,000 円）
			90Mb/s 用のもの	810,000 円（891,000 円）
			100Mb/s 用のもの	890,000 円（979,000 円）
			200Mb/s 用のもの	1,226,000 円（1,348,600 円）
			300Mb/s 用のもの	1,447,000 円（1,591,700 円）
			400Mb/s 用のもの	1,667,000 円（1,833,700 円）
			500Mb/s 用のもの	1,888,000 円（2,076,800 円）
			600Mb/s 用のもの	2,108,000 円（2,318,800 円）
			700Mb/s 用のもの	2,329,000 円（2,561,900 円）
			800Mb/s 用のもの	2,549,000 円（2,803,900 円）
			900Mb/s 用のもの	2,770,000 円（3,047,000 円）
			1 Gb/s 用のもの	2,990,000 円（3,289,000 円）
		プラン C	1 Gb/s 用のもの	350,000 円（385,000 円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前の通りとします。

（その他）

5 経企第 87 号（平成 21 年 4 月 24 日）の附則第 3 項第 2 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

[改 正ｌ]	[現 行]
附 則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和８年１月１日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 6306 号（令和７年３月 25 日）の附則第３項を次のように改めます。 (1) 第 12 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 (2) 第 14 号中、「ユニバーサルサービス料」を「電話ユニバーサルサービス料」に改めます。 (3) 第 26 号のカを次のように改めます。 カ 電話ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。 区　　分 ／ 単　　位 ／ 料金額（月額）次の税抜額（かっこ内は税込額） 電話ユニバーサルサービス料 ／ １契約ごとに ／ ２円（2.2 円） （注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。	

ワ　イ　ド　ス　タ　ー　Ⅲ　通　信　サ　ー　ビ　ス　契　約　約　款　の　一　部　改　正

[改 正ｌ	[現 行]
第１章～第８章　（略） 第９章　料金等 第１節　料金及び工事費等 （料金及び工事費等） 第 38 条　当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 ２　（略） 第２節　料金等の支払義務 （基本使用料等の支払義務） 第 39 条　契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）については、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）については、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。 ただし、別表１（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 ２　前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスターⅢ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。 (1)～(3)　（略） ３　（略） 第 40 条～第 43 条　（略） 第３節～第７節　（略） 第 10 章　（略） 第 11 章　損害賠償 （責任の制限） 第 54 条　当社は、ワイドスターⅢ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ２　前項の場合において、当社は、ワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスターⅢ通信サービスに係る次の料金の合計額を 発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に規定する料金 (2)　（略）	第１章～第８章　（略） 第９章　料金等 第１節　料金及び工事費等 （料金及び工事費等） 第 38 条　当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 ２　（略） 第２節　料金等の支払義務 （基本使用料等の支払義務） 第 39 条　契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除 があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）については、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）については、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。 ただし、別表１（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 ２　前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスターⅢ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。 (1)～(3)　（略） ３　（略） 第 40 条～第 43 条　（略） 第３節～第７節　（略） 第 10 章　（略） 第 11 章　損害賠償 （責任の制限） 第 54 条　当社は、ワイドスターⅢ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による 全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる 場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ２　前項の場合において、当社は、ワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスターⅢ通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に規定する料金 (2)　（略）

３～４　（略）
（注）（略）

第 55 条　（略）

第 12 章～第 13 章　（略）

料金表

通則
１～32（略）
（電話ユニバーサルサービス料の適用）
33　電話ユニバーサルサービス料の適用については、第 39 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、５Ｇ契約、ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約又はＸｉ契約若しくはＸｉユビキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。
34～43（略）
（注１）～（注２）（略）

別記
１～２　（略）

３　電話ユニバーサルサービス料

区　　分	単　　位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	２円（2.2 円）

（注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表６　（略）

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３～４　（略）
（注）（略）

第 55 条　（略）

第 12 章～第 13 章　（略）

料金表

通則
１～32（略）
（ユニバーサルサービス料の適用）
33　ユニバーサルサービス料の適用については、第 39 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、５Ｇ契約、ＦＯＭＡ契約、ＦＯＭＡユビキタス契約若しくはＦＯＭＡ位置情報契約又はＸｉ契約若しくはＸｉユビキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。
34～43（略）
（注１）～（注２）（略）

別記
１～２　（略）

３　ユニバーサルサービス料

区　　分	単　　位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	１契約ごとに	３円（3.3 円）

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

４～７　（略）

別表１～別表６　（略）

音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正

［改正］	［現行］
第１章～第 10 章　（略）	第１章～第 10 章　（略）
第 11 章　料金	第 11 章　料金
第１節　料金及び工事費等	第１節　料金及び工事費等
（料金及び工事費等） 第 43 条　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。 ２　（略）	（料金及び工事費等） 第 43 条　当社が提供する音声利用ＩＰ通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。 ２　（略）
第２節　料金等の支払義務	第２節　料金等の支払義務
（基本使用料等の支払義務） 第 44 条　契約者は、音声利用ＩＰ通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第１（基本使用料）、料金表第１表第３（付加機能使用料）、第６（電話ユニバーサルサービス料）及び第７（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間（貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第２（端末設備使用料）に規定する料金の支払いを要します。 　ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用ＩＰ通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。 ２（略） ３　第１項の期間において、利用停止等により音声利用ＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。 (1)～(3)　（略） ４（略）	（基本使用料等の支払義務） 第 44 条　契約者は、音声利用ＩＰ通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供 を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約 の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期 間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第１（基本使用料）、料金表第１表第３（付加機能使用料）、第６（ユニバーサルサービス料）及び第７（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間（貸与を開始 した日と廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表第２（端末設備使用料）に規定する料金の支払いを要します。 　ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用ＩＰ通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。 ２（略） ３　第１項の期間において、利用停止等により音声利用ＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。 (1)～(3)　（略） ４（略）
第 45 条～第 53 条　（略）	第 45 条～第 53 条　（略）
第 12 章　（略）	第 12 章　（略）
第 13 章　損害賠償	第 13 章　損害賠償
（責任の制限） 第 58 条　当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ２　前項の場合において、当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそ	（責任の制限） 第 58 条　当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ２　前項の場合において、当社は、音声利用ＩＰ通信網サービスが全く利用でき ない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する

の音声利用ＩＰ通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
（1）料金表第１表第１（基本使用料）、第２（端末設備使用料）、第３（付加機能使用料）、第６（電話ユニバーサルサービス料）及び第７（電話リレーサービス料）に規定する料金
（2）（略）
３～４　（略）
（注１）～（注２）　（略）

第 59 条　（略）

第 14 章～第 15 章　（略）

料金表
（料金表目次）
通則
第１表　料金
第１～第５　（略）
第６　電話ユニバーサルサービス料
第７　（略）
第２表～第５表　（略）

通則
１～18　（略）
（注１）～（注２）（略）

第１表　料金

第１～第５　（略）

第６　電話ユニバーサルサービス料
１　適用

電話ユニバーサルサービス料の適用	
(1) 電話ユニバーサルサービス料の適用	契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第１種契約の解除と同時に新たに第２種契約を締結すること若しくは第２種契約の解除と同時に新たに第１種契約を締結した場合における当該 暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続して音声利用ＩＰ通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2)（略）	（略）

２　料金額

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
電話ユニバーサルサー	基本額	１契約ごとに	２円（2.2 円）

その音声利用ＩＰ通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
（1）料金表第１表第１（基本使用料）、第２（端末設備使用料）、第３（付加機能使用料）、第６（ユニバーサルサービス料）及び第７（電話リレーサービス料）に規定する料金
（2）（略）
３～４　（略）
（注１）～（注２）　（略）

第 59 条　（略）

第 14 章～第 15 章　（略）

料金表
（料金表目次）
通則
第１表　料金
第１～第５　（略）
第６　ユニバーサルサービス料
第７　（略）
第２表～第５表　（略）

通則
１～18　（略）
（注１）～（注２）（略）

第１表　料金

第１～第５　（略）

第６　ユニバーサルサービス料
１　適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第１種契約の解除と同時に新たに第２種契約を締結すること若しくは第２種契約の解除と同時に新たに第１種契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して音声利用ＩＰ通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2)（略）	（略）

２　料金額

区　　分		単　　位	料金額（月額） 次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス	基本額	１契約ごとに	３円（3.3 円）

ビス料	加算額	１追加番号ごとに	２円（2.2 円）

（注）電話ユニバーサルサービス料は、電話ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第７　（略）

第２表～第５表　（略）

別表１～別表６　（略）

附　則（令和７年 12 月 19 日経企 000600002901-01 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 IP 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

料	加算額	１追加番号ごとに	３円（3.3 円）

（注）ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第７　（略）

第２表～第５表　（略）

別表１～別表６　（略）